

さらに、2月8日13時より臨時学部長会を開催し、以下を行った。

- 1) 学費減免措置の学費内訳の内容の了承。
 - 2) 例年は電話による照会に応じない入試合否について、1995年度は災害による郵便事情を考慮して、合格発表日の翌日から照会に応じること、及びその回答の方法等についての入試部長提案の了承。
 - 3) 被災受験生対象の特別入試に関して、出願可能学部、特別入試募集人員など入試部長提案の了承。
 - 4) 被災した上ヶ原中学校からの教室借用依頼の了承。
 - 5) 1995年度春学期授業の開始時間について、教務部長提案の了承。
- ※ これ以後は、震災に関する事項もそれぞれの定例会議において処理を行った。
-

以上のように、震災への緊急の対応は、大学としては拡大学部長会、それに続く学部長会を中心にしてきたが、震災直後に行った週末までの授業休講措置をはじめ、機敏な行動に基づく措置が次々と実行に移されたため、大きな混乱を招くことなく比較的円滑に全ての事項が運ばれたと思われる。

しかし、今回の対応がスムーズであったのは、組織的な体制が確立されていたというより、大学執行部スタッフの個性に頼ったところが大きく、大学としては、この経験を生かして緊急時の体制、責任の所在などについて意思決定機関として明確にしておく必要がある。

③休講措置

1月17日の地震発生直後、鳥越副学長（教務部長兼務）の判断により17日の休講・休校措置を決定し、直ちに正門に掲示した。昼2時頃からの学院会議室での全学連絡会終了後、鳥越副学長のもとで18日以降の休講措置について協議し、21日までの休講を決定した。掲示文書を作成し、各部署に掲示依頼とともに、各教室棟のドアに掲示した。

1月19日には、柚木学長のもと、大学にて連絡会（拡大学部長会の前身）がもたれ、1月中の秋学期全期間の休講を決定した。併せて、この期間に予定されていた、平常試験も当然中止とし、平常リポートの締め切りについても延長することを決定した。

これらの件については、後日、拡大学部長会(1/20)、教務主任会議(1/25)にて報告・承認された。

また、従来、入試期間中は在学生の学内立ち入りが禁止されていたが、在学生からの教務相談の必要性が指摘され、教務主任会議(1/25)において懇談の結果、相談窓口を設定する方向が固まった。その後具体化を進め、場所を就職部掲示室として、入試期間中も全学教務事項の掲示を行った。入試実施のために各事務室も手薄となるので、掲示室は無人とし、詳細の相談には内線電話によって対応することとした。

④定期試験に関する措置

地震発生後 2 日目の 1 月 18 日には、全学の各教室棟および施設部から被災状況の情報が集まり、建物および教室に関しては幸運にも被害が少なく、ほとんどの教室について利用可能であることが判明した。学院会議室での全学連絡会では、水の確保を緊急課題とし、これに向けて動いてもらえる報告もあり、本学側のハード面での条件は整えられる見込みがついた。大学としては、当面、入学試験と定期試験の実施に関して早急に方針を決定することが必要となった。本学周辺および阪神地区の被害状況の情報を収集しながら、鳥越副学長のもとで協議を重ねた。

協議では、まず、入学試験の予定通り実施という方針を受けて、定期試験について検討することになった。2 月中旬が定期試験の開始予定であり、その頃には条件も整い、大学側として実施は可能であると判断された。

同時に、被災した学生の側からみて、実施が可能かどうかについて検討がなされた。在学生に関してこの時期に最も緊急かつ重大な問題は、被災学生を一日も早く安心して避難することを可能にすることであると認識されていた。大学の決定事項についての情報発信を遅らせず、この震災の地から避難できる者については、避難を促すことであった。その意味で、2 月中旬の定期試験実施までにまだ日があるとはいっても、迅速な決定が必要であった。

まず、選択肢として考えられたのは、定期試験実施の延期であったが、4 年生の卒業時期のこともあり、入学試験と同じく大学としての社会的責任の点からも、この案は採用されなかった。つまり、3 月中旬には 4 年生の成績が固まり、卒業判定が可能であることが絶対条件となつた。

次に、成績評価の方法についてであるが、本学のような 1 万 4 千人の学生が在籍している大学においては、試験を実施せずに平常でのみ評価を行うことは明らかに無理である。筆記試験にせよ、リポート試験にせよ、何らかの方法をとることは大学の責任であると考えられた。

ここにおいて、実施方法として、筆記試験を予定通り行うか、リポートによる試験とするかに、選択肢は限定された。

リポートによる試験実施に関しては、大学紛争当時に経験があったこともあり、そのノウハウは伝えられていた。ただ、当時と決定的に異なるのは、被災学生の所在地が不確かなことであった。何よりも、電話を中心とした通信機能が麻痺しており、郵便物にいたっては、肝心の被災地の中心では全く当てにできない状態であった。その意味で、確実な連絡手段が実質上ないと判断せざるをえなかった。2 月には、状況もある程度回復するであろうし、暫くの時間稼ぎをすることが必要であると判断された。

一方、大学側のソフト面での不安もあった。本学の教職員の被災状況も未確認で、行政・事務機能も麻痺しており、通常の事務機能が回復する目処もたてることができない状態であった。とりあえず、時間を稼ぐ必要があると判断された。

全科目をリポートによる試験とし、できるだけ締め切り期限を延ばした場合、

その処理が一時に集中することが予測され、数十万件におよぶ成績処理に対して不安があった。教員の採点についても、事務処理についても、できるものについては早期にスタートすべきであると考えられた。2月の定期試験を予定通り実施した場合、何割かの成績の処理を済ますことができ、その後の被災学生を中心とした成績処理が量的に軽くなるという判断であった。リポート試験の場合の全成績の処理の不安は、詰まるところ、4年生の卒業判定に対する確認が得られないということでもあった。

また、入学試験を予定通り実施することはその後に予定されている定期試験の実施が可能であるということであり、被災学生に対して考慮することは当然としても、全在学生について特別措置を行う必然性がないことも事実であった。外部に対し、学内復興を宣言する意味もあるとの判断もあった。重ねて、武庫川以東の大坂地域では震災の影響も小さく通常の生活がなされており、阪急電鉄さえ回復すれば定期試験の出席に対し学生側の支障は全くないであろうと判断した。少なくとも、何割かの被災の影響のない在学生については、定期試験の予定どおりの実施が必要であると考えられた。

協議の結果として確認されたのは、震災の影響をあまり受けていない学生に対しては、大学としても毅然として通常通りの定期試験により単位認定を行い、被災学生等、何らかの考慮の必要のある学生については、当然の配慮をするという基本方針であった。これは、結果的には、入学試験、並びに関西学院におけるその他の対応策と全く姿勢を同じくするものであったといえる。ただ、被災学生を中心とした追試験については、試験時間割調整が不可能なこともあります、リポート試験にせざるを得ないと判断された。

この結果、具体的には以下の方針が確認された。

定期試験に関する基本方針

定期試験は、予定通り実施する。

欠席学生については、追試験で対応することとする。

被災学生については、追試験受験資格として認める。

追試験は、全科目リポートとする。

1月19日には、柚木学長のもと、非公式学長室会（拡大学部長会の前身）が行われ、上記方針を決定した。この基本方針は、拡大学部長会(1/20)、教務主任会議(1/25)にて報告された。また、拡大学部長会において、4年生はともかく、3年生までの追試験スケジュールについては締め切りを遅らせることを検討することとなった。

引き続き1月20日の拡大学部長会において、定期試験は予定通り実施。追試はリポート試験に統一し、スケジュールを4年生と1～3年生とで別にすることと、スケジュール詳細は教務課に一任すること、追試申込書式は教務課にて検討することが決定された。

基本方針が確定したことと、拠大学部長会が意思決定組織として位置づけられたことにより、残された定期試験関係の詳細について、この頃より、教務部での検討と拠大学部長会での決裁とが、次々と繰り返された。

4年生については卒業判定・卒業式という基準日があるので、原則的に当初予定どおり進めることとし、1～3年生のスケジュールについては、要するに95年度4月の授業開始日をどうするか、によって決まってくるものであった。成績確定後の事務的な準備の量と、教職員の態勢とをはかると、極端な無理はできないであろうと判断せざるをえない状態であった。この時点で、授業開始を約2週間遅らせることを前提にスケジュールを組むことになった。

1月21日の拠大学部長会で次の事項が決定された。

- 定期試験に代わるリポート締切は、4年生2/28、その他は3/6。
- 授業期間中の繰り上げ予定だった定期試験をリポートに切り替える場合も同じ日程とする。
- 最終授業等で平常試験により評価を予定していたものを平常リポートに切り替える場合も同じ日程とする。
- 追試験は、すべてリポートとし、4年生は2/28締切。その他は3/20とするが、1～3年生については延長の可能性を探り教務部に一任。
- 追試験の申し込み理由が災害による場合は、通常の2割減点をせずに、100%採点とする。
- 被災学生に対する取扱いは、柔軟に対応する。

定期試験を実施するに際して、特に西宮・神戸間の交通機関の回復が期待できないことが判明し、開始時間を遅らせる必要が出てきた。途中の休憩時間等を短縮して、終了時刻の調整も検討したが、学生の混乱の可能性もあり、全时限を単純に1時間遅らせることになった。

1月24日の拠大学部長会で次の事項が了承された。

- 定期試験の実施時刻を全时限1時間遅らせることを教務主任会議に諮る。
- 1月25日に初めての教務主任会議が開催され、これまでの報告と、以下のような各種の懇談が行われた。
- 定期試験の学生の座席指定の廃止（欠席学生が予想されることと監督者の節約のため）については、各学部に一任。
 - 定期試験の繰上実施を予定していた科目については、2月中旬以降に学生に通知。
 - 追試験のリポート題目は、全学全科目統一する方向で検討。
(全教員との連絡の困難さ、および他学部履修科目を含めた学生への題目通知が困難となるため)
 - 追試験の申し込み方法等。
 - 震災による追試資格者に救援活動による者を加える。
(各地でのボランティア活動に学生が参加しており、定期試験実施によって学生が引き上げると、全体の活動が崩壊してしまうとの判断による)

- ・追試験料は、震災による理由の者のみ免除とする。
- ・今回に限り総合コースにも追試験を設ける。

1月26日臨時学部長会では前日の教務主任会議での意向を受けて、上記の事項を決定した。加えて、以下の事項が決定された。

- ・追試験の申込受付は2月10日よりとするが、リポート題目の発表は2月21日とする。

(リポート試験を有利と思う学生が、安易に定期試験を欠席し追試験を選択することを牽制するため題目発表は遅らせることとした。被災学生にとって早く情報を連絡してあげる配慮との折衷案であった。)

1月30日の臨時教務主任会議では以下の事項が協議決定された。

- ・追試験のリポートの統一課題の決定。
- ・追試験のリポートの様式・方法
- ・追試験に関する学生への通知時期・方法
- ・追試験後の柔軟対応
- ・追試験の申し込み受付・課題発表・リポート受付は、その科目の開講学部とせずに、今回に限り、学生の所属学部とする。

1月31日付けで学長より財務部長宛に、①被災②通学困難③被災者救援活動、のいずれかが理由で定期試験を受験できない学生については追試験料を一切免除するよう特別措置の依頼をした。

以上定期試験に関する全般的な決定・調整のほとんどは、入学試験前の1月中に終えることができた。2月の筆記試験やそれに続く追試験リポートといった実施段階では、それぞれの部課で様々な対応に迫られたが、結果的には何とか完遂することができた。

最後に、各種会議での議論・検討はもちろん尽くされたが、その以前での大学としての方針や原案を作成する打ち合わせ段階では限られた時間との競争となり、実質上1日に15分から30分程度の時間しかかけられない中で決断が要求されていたことを記録しておきたい。

⑤入学試験に関する措置

1995年度一般入試の出願締切は1月18日であった。最近は志願者状況をぎりぎり最後まで眺め、出願先を決める受験生が多い。大学側でも各種準備でおおわらわの時である。まさに最悪のタイミングでの地震であった。

入学試験が実施できるのか。それを見極めねばならない。幸い試験場となる校舎は無事である。窓ガラスが相当数割れ、第四別館の壁面にひび割れもあったが、入試までには修復可能である。しかし、交通機関は惨憺たる状況だ。まず阪急神戸線が、西宮北口以西が途絶している。JR・阪神電鉄も同様だ。大阪方面から西宮に来ても阪急今津線が2カ所で分断されている。試験日程を変更することも検討したが、その場合、全受験生に周知徹底させるのは困難であろうし、受験スケジュールの変更を余儀なくされた受験生は大いに迷惑だろうと考えた。加えて、各地方試験場を別日程で確保し直すのは、本学の入試形

態（=本学試験場と同一日程・同一試験問題で実施）では不可能と言わざるを得ない。しかし、あらゆるルートを検討すると、実施は可能と判断された。

まず、大阪方面から「西宮北口」経由の場合は、最悪そこから徒歩で試験場まで到達可能だ。加えて、最寄りの「甲東園」の一つ前「門戸厄神」までは、単線運行ながら入試初日から利用可能だし、反対方向「宝塚」から「仁川」までは1月下旬には複線運行再開の予定である。そして2月第2週の月曜からは全線復旧の目処が立った。

神戸方面からは神戸電鉄・JRを利用して、三田経由で「宝塚」まで来て、それからは阪急今津線で「仁川」まで来れる。とはいえ、試験場へは相当大変な苦労して来てもらわなくてはならない。そのため、試験の開始を1時間遅らることとした。

なお、出願期間は1月23日消印有効に延長した。震災後の混乱で出願できない者に配慮したわけだ。また、既に出願した者も、試験場（主に本学試験場）への交通機関が確保できない場合は、試験場の変更を認めた。

以上の内容は、新聞、ラジオを通じて、またテレホンサービスでも受験生への伝達に努めた。

それからは電話対応に追われる毎日であった。毎日300～500本もあっただろう。1月22日・29日の日曜日も地方入試の調整や電話対応のため2人が出勤した。震災による電話回線の損傷もあるが、入試課に何回掛けても「話中」の状態だったらしい。

まさに受話器を置く間もない状況であった。昼食も交代で取るのがやっとで、休憩時間等あったものではない。しかし、不安を抱く受験生・保護者の気持ちを考え、極力丁寧な対応に努めたつもりである。受験の意志がありながら被災によって身動きできない受験生の場合は、電話による出願受付を認めた。

日々刻々と変わる状況の周知と受験生や保護者からの様々な問い合わせに対応するため、テレホンサービスと留守番電話の録音は毎日夜の作業である。また、受験生の不安を取り除く意味で、受験者の多い高校や予備校宛に、本学の状況や交通状況をFAXした。

夕方6時を過ぎると電話の回数も減る。それから試験実施に向けてミーティングを重ねた。ポイントは2つあった。受験生の試験場への誘導と試験監督者の確保という実行面、そして後述する特別入試をどうするかである。

阪急今津線が完全復旧するのは前述の通り2月6日である。それまで「西宮北口」側からの受験生は「門戸厄神」で下車し、試験場まで約30分歩かねばならない。その間には倒壊しかけの家屋が多い。学生部と相談し、安全なルートを定め、教職員・学生20人程度で誘導することにした。

阪急今津線に絡んで、もう一つ難問があった。西宮北口-門戸厄神間が単線のピストン運転になるのだ。行って戻ってきて、乗り降りがスムーズに進んだとしても、最短でも15分かかる。つまり15分に1連結分しか輸送できないわけだ。入試期間中は例年3分に1連結で運行してもらっている。それが一挙に5

分の1になる。西宮北口駅では受験生でホームが溢れ返ることに心配し、入試課まで助役の方が来られた。相談の末、梅田駅で宝塚経由で「仁川」に回るよう掲示およびアナウンスしてもらうことにした。

試験監督者については、監督不能の教職員の確認から始めた。当初神戸方面に住む教職員は実質不可能と思われたが、人事課や各学部の調査の結果それほど的人数にはならなかった。

問題は地方試験場である。本学から北九州小倉試験場への鉄道は途絶しているといって良い。空路で移動することになったが、トータルの監督者数を勘案すると、例年行っているような前半と後半でメンバーを入れ換える余裕がない。派遣者には気の毒だが、全日派遣の措置を取った。また、本学での試験監督者確保のため、東京と名古屋試験場についても、派遣者の途中交代をなくした。

震災後度々余震があった。受験生も当然地震に過敏になっていると考えなければならない。入試期間中再び大きな余震が発生すれば大混乱になることが予想された。いわゆる「危機管理マニュアル」として、地震の大きさによって試験を中断するなどを定めた。

当初欠席者は相当数に上ると予想された。神戸三宮からも1月23日から代替バスが運行されていたが、三宮までたどり着くのが容易ではない。避難所で生活する受験生も多いと考えられた。

しかし、実際には例年より1%程多い欠席者数で推移した。受験生の努力に敬意を表したい。

さて、「門戸厄神」からの誘導である。被災地で実施される初めてのマンモス入試ということでマスコミ各社もこぞって駆けつけ、登校風景をカメラに収めていた。住民からの苦情も一部あったが、大きな混乱も無く試験場へ導くことができた。

震災の影響は郵便業務にも及んでいる。受験票も未着も多いと考え、宗教センターに「受験票未着者案内所」を設け、入試課・他部署の職員により対応したが、案外少なくて、毎日20件程度であった。聞くところによると、配達員は避難所をあちこち探ししまわって受験票を届けてくれたらしい。

一方各地方試験場であるが、小倉試験場が試験地変更を認めた影響により、例年より受験者が多くなったが、混乱はなく、総じて順調であった。

⑥特別入試に関する措置

入学試験を日程通り実施すると決めたが、いかに努力しても入試を受けることができない受験生を無視していいのか。交通機関の状況は前章に詳しいが、大阪では宿泊施設が企業等に粗方押さえられ、受験生に入り込む余地は少ない。仮に試験前日までに大阪に移動できても泊まることができない。また、出願期間は延長されたが、なお被災後避難所等におり、変更があったことを知らず、出願できなかった受験生に配慮する必要はないか。

2月入試の準備を進める中、常に頭をもたげたのはこの点である。入試課としてできる限りの措置は考えたつもりである。しかし、100%の対応とは言い

兼ねる。その隙間部分を埋めるものとして「阪神大震災で被災した受験生のための特別入試」を創案した。

対象は、(1)出願していたが、被災により受験できなかった者 および(2)出願の意志はあったが、被災によって出願できなかった者という直接被災者に、直接被害は受けていないが (3)地震被害によって受験地への交通手段が確保できず、受験できなかった者も加えた。

試験日は3月4日に決定した。2月中は在学生の秋学期定期試験が行われる。3月5日には総合政策学部のB日程入試がある。また、その日から追試験が始まる。設営等の準備を考えると、4日しかなかった。

1日での実施となると、併願を希望する受験生の取り扱いをどうするか問題になった。同じ問題による試験結果により、それぞれの学部が合否判定を行うことで合意された。

次は併願をいくつまで認めるかである。出願していた者の場合は、その申請通り認めることとなった。また新規出願者は、過去のデータを参考に3学部まで認めることにした。

特別入試とリンクして、検定料の返還も実施されることになった。つまり、どれだけ併願しようが、1回の入試である。その1回分の検定料で、どれだけ併願していようが判定しよう。出願している場合は差額を返還する。新規出願では1学部35,000円のみ納入してもらうわけである。従って、出願者がこの「特別入試」を受けない場合は全額返還することになる。

この試験は本学試験場に来ることができなかっただけでなく、受験生を想定したものである。従って地方試験場を設置する必要はなかったのであるが、3月になっても交通機関の復旧状況は芳しくなかった。依然として神戸より西の受験生が上ヶ原キャンパスに来るのは困難であった。そういう受験生のために、姫路と岡山に試験場を置くことにした。

実施体制は各学部入試実行小委員会より数名づつ派遣したプロジェクトチームで対応することになった。

要項・願書は、時間が限られているため2月入試要項を一部流用し作成し、欠席者全員に送付した。どこに居住しているか、どこで入学試験を受けるつもりであっても、震災の影響が全くないと断じることができないからである。出願できなかった受験生へは告知は学校経由で行うこととし、近畿圏の高校と予備校にそれぞれ適当数送付した。また、JRでの中吊りや新聞・ラジオでも告知した。

願書受付は入試課で行った。出願は2月13日から27日までである。本人の申請内容と2月に実施された入試での欠席状況を確認しながら、連日4~5人で受付処理をした。締切から試験日まで日程の余裕がないため最後の数日は深夜まで作業をすることになった。

特別入試の志願者は延べ414人になり合格者は102人であった。一方検定料の返還を申し出たのは182人であった。

⑦学生に対する 経済援助

1) 学費减免措置

震災 3 日後の 1 月 20 日に財務部長から情報システム課長に被災地域在住学生数のデータ作成依頼がなされたのが出発点であった。1 月 23 日にそのデータが提出され（実際のデータ作成は学長室大学事務課が処理した）、被災学生数として約 7000 人が見込まれた。1 月 24 日開催の災害対策本部会議で学費减免措置について検討され、1 月 25 日には財務部により「中學部・高等部・大学・大学院の新入生及び在学生対象の学費减免措置原案」が作成され、学部事務長会に説明があった。

これを受けて大学では、1 月 26 日開催の臨時学部長会及び 1 月 27 日開催の臨時大学評議会において学費减免について新聞等を通じて広報することが承認された。また、1 月 27 日には学生部厚生課により「災害特別貸付金制度案」が作成され、学部と学生部とで調整が行われた。そして、1 月 31 日開催の臨時学部長会で「阪神大震災に伴う学費减免措置及び災害特別貸付金制度の取り扱いについて」及び合格通知書に同封される新入生への案内文「阪神大震災に伴う特別措置について」が承認され、入試明け 2 月 10 日開催の理事会で承認、2 月 17 日開催の大学評議会で追認された。2 月 10 日には、事務局となった学長室と学部事務長会で実務上の打ち合わせを行い、2 月 17 日には全学部に案内掲示を含め必要書類を配付し、学部での受付及び対応が開始された。

一方、外国人留学生対象の学費减免についても国際交流部により原案が作成され、2 月 17 日開催の大学評議会懇談事項で了承され、3 月 10 日開催の理事会で承認、4 月 7 日開催の大学評議会で追認された。

なお、5 月中旬で春学期の学費减免措置がすべて終了した後、6 月 6 日に新たに財務部から春学期学費减免を適用された者に対し、引き続き秋学期の学費も减免することが提案された。それを受け大学では、6 月 20 日開催の学部長会、7 月 7 日開催の大学評議会で承認、7 月 14 日開催の理事会で承認を受け、7 月 17 日に該当学生に通知した。

【制度の概要】

- 対 象：被災地の在学生及び新入生（一次手続完了者）で、学費支弁者の死亡、家屋の全壊・半壊（修理不可能で取り壊すもの）及び焼失により生活基盤を失い、学業を継続することが著しく困難な者
- 金 額：1995年度春学期分学費（新入生の場合、入学金は徴収する）
1995年度秋学期分学費（1995年 7月 14日理事会決定）
- 提出書類：本人の申請書、市町村発行のり災証明書（新入生は高校長の証明でも可）、家屋の損壊状況が証明できる書類（例：取り壊し申込書〔写〕）、入学申込金領収書提示（新入生のみ）
- 受付窓口：各学部事務室
- 受付期間：新入生：入学手続 I 完了後～3 月 18 日 11 時
(3 月 5 日特別入試合格者については 3 月 20 日)

在学生：4月1日～4月28日11時

- 決 定：各学部で受け付けたものを隨時大学で判断し、まとめて財務部に送付。財務部で決裁し、学長室及び各学部に通知。新入生には4～5日後に随時通知。在学生には5月中旬にまとめて通知。秋学期学費減免については7月中旬にまとめて通知

【採択状況】

- 結 果：採 用456人
(新入生113人、在学生343人、留学生39人、大学院生19人)
不採用 22人

- 金 額：351,643,500円

【窓口対応での問題点】

家屋全壊・半壊について持家に限ることを明記していなかったため、その旨学部窓口で伝えることになり、それを含めて申請資格の認識にズレがあり対応に苦慮した。また当初、対象者数を多数見込んでいたためやむを得なかつたかもしれないが、資格基準が非常に厳しかった。そのため問い合わせや苦情が多くなった。持家、借家、全壊、半壊などの被災状況に応じて金額を設定し、もう少し幅広く対象を広げることも考えられたであろう。り災証明書の表記の仕方が統一されていないため持家、借家の区別がないものもあり、自己申告に依らざるを得ないケースもあった。

学部ごとに面談を行ったため判断にばらつきがあったように思われる。一ヵ所で受け付けた方がよかったのではないか。

秋学期学費減免について、春学期学費減免に申請できなかった者、たとえば修理から後日取り壊しに変更になった者などから問い合わせがあり、対応に苦慮した。

2) 災害特別貸付金制度の設置

震災直後から、被災下宿生が生活費確保のため比較的頻繁に短期貸付金の借用に訪れた。しかし、現行の短期貸付金制度では、最高4万円と大変少額の貸付しかできないことなど制約も多いため、被災により学生生活が困難になった学生が、生活基盤を確立するために必要な援助を行えるよう臨時の災害特別貸付金制度を新設した。この災害特別貸付金制度及び学費減免制度の設置により、既存の奨学金制度、短期貸付金制度とあわせ、被災学生に対する経済援助をより充実させることができた。

【制度の概要】

- 対 象：次のいずれかに該当する関西学院大学・大学院に在学する正規学生（ただし、休学中の者および1995年度卒業・修了見込みの者は除く）及び関西学院大学・大学院に1995年度入学予定の者（入学手続Ⅱを完了した者）
① 家計支持者の死亡
② 自宅家屋の倒壊・焼失

③ 下宿家屋の倒壊・焼失等

④ その他

□ 貸付金額：30万円を上限とし、1万円単位とする。(無利子)

□ 申請手続：所定の申請書類に被害状況等記入の上、厚生課に提出する。

申請書類に加えて、地方公共団体発行の「罹災証明」もしくは、これに代わるものとして、下宿生の場合は家主、新入生の場合は出身高等学校長等による罹災証明を必要とする。また、新入生には、申請時に授業料領収書もしくは学費減免決定通知書の提示を求める。

厚生課にて、書類審査・面談の上、学生部長が貸付の採否を決定し、後日通知する。

貸付時には、本人及び連帯保証人連署の借用証書の提出を必要とする。

□ 申請期間：1995年2月20日～6月30日

□ 返還方法：本人が卒業または退学した日の翌日から4年以内に一括または分割にて返還する。(なお、在学中の返還も可とする)

【採用状況】

学部生 86人 22,120,000円

大学院生 6人 1,700,000円

3) 奨学金の採用について

【日本育英会による災害採用】

厚生課では、震災直後より学生の経済援助に関し検討を重ねたが、奨学金については、既存の制度である日本育英会の災害採用を活用することがもっとも望ましいと判断し、日本育英会大阪支所奨学課と連絡を取り合い対応を行った。日本育英会は、今回の震災に際し「阪神地区被災私立大学・短期大学連絡会」が行った「兵庫県南部地震に係わる要望」に対し、文部省と一体となり迅速に対応を行い、予算措置や推薦手続等においてかなりの配慮をしていただいた。その結果、本学からの災害採用推薦者、学部学生215人、大学院生21人全員が採用された。

【学内支給・貸与奨学金】

本学の支給・貸与奨学金の選考に際しても、災害の程度に応じ一定の所得控除を行うことにより配慮をした。

⑧留学生への 経済支援

本学で行った留学生への援助は、「学費減免制度」、「外国人留学生被災特別援助金制度」、「国際交流寮」の設置である。

「学費減免制度」は被災地の在学外国人留学生及び新入生で住居の全壊・半壊(修理不可能で取り壊すもの)及び焼失により生活基盤を失い、学業を継続することが著しく困難な者が対象で、1995年度春学期分学費を免除する。「被災特別援助金制度」は、被災によって学生生活を営むにあたって日常生活に困

難を生じている者（在学者）が対象で、5万円を援助基本額とし、被災状況、困窮の程度に応じて20万円を限度に支給する。いずれも市町村が発行する罹災証明書またはそれにかわるものが必要である。前者の採用人数は39人、後者の採用人数は15人となった。

「学費減免」に関しては、その後の決定で1995年度秋学期学費に関しても引き続き減免されることになった。

「国際交流寮」は、社団法人経済同友会、財団法人留学生支援企業協力推進協会を通して東京銀行から宝塚市御殿山にある同行が所有する社員寮を被災留学生のために1年間無償提供していただいた。28人収容することが出来、被災留学救済の重要な対応策となった。このことの話のため経済同友会の太田篤参考事は、交通事情の不便ななか本学へ東京から駆けつけてくださったことは忘れられないエピソードである。留学生にとって住宅問題は深刻で、上ヶ原地区の下宿の被害がすさまじく学生部では住宅開発プロジェクトチームを発足させたが、そのような状況下での提供であったので誠にありがたいものであった。「関西学院大学国際交流寮」として4月より、約20人の学生が入居した。寮の設置に当たっては宝塚御殿山自治会、宝塚国際交流協会等、市民・行政からも暖かく受け入れられ、その後の運営も順調である。入寮生はその後も増加し10月1日現在27人になっている。

多くの機関・団体から留学生に対して支援が寄せられた。まず文部省では日本国際教育協会を通して「留学生緊急援助金」として被災学生1人あたり10万円を39人に支給した。以下が援助を頂いた団体である。

〈財団法人大坂国際交流センター〉

上限10万円下限5万円で33人に支給。宿泊施設等の提供も合わせて行われた。

〈財団法人神戸学生青年センター〉

住居が全壊または半壊した留学生に当面の生活費として30,000円

〈国際ゾンタ〉

被災女子留学生に見舞金（1人につき35,000円、22人授与）

〈財団法人東南アジア文化協会〉

インドネシア、フィリピン、タイ、マレーシアからの私費留学生（1人につき50,000円、4人授与）

〈世界の子ども達に学校を送ろう会（SESCO）〉

被災した私費留学生に対して（1人につき30,000円35人に授与）

〈関西・中国人留学生の人権を守る会〉

被災した中国人留学生に対して（1人につき50,000円、3人に授与）

〈財団法人神戸国際貿易促進協会阪神大震災中国人留学生支援募金実施事務局〉

被災した中国人留学生に対して（総額で100万円）

〈オーケストラ・アンサンブル金沢特別公演、阪神大震災チャリティー募金〉

被災した留学生のために（全体で 328,435円）

〈兵庫県国際交流協会〉

被災した留学生のために図書券の支給（1人につき 1万円相当額、50人に支給）

その他の団体からも救援物資などの援助があり、学院を通じて寄付金として本学にもたらされたものも多額である。限られた紙面では全部を記載することは出来ないが、この度の大震災では、多くの人々からの暖かい援助の手が留学生にさしのべられた。

日本にとっては国際化はさけて通れぬ課題であるが、阪神大震災は未曾有の出来事であり、国際化の成熟度を試された瞬間でもあった。この度の多くの人々の善意が多くの留学生にとって、災いを転じた日本のよい思い出になって、今後の勉学の励みになってほしいと考えている。

⑨学生に対する 住居確保

本学では、震災当日からの調査等により、1~3年生の下宿が1,000室以上は被災に遭い、継続して住むことが不可能と推定された。加えて新入生も例年1,000人以上下宿を希望しており、住居確保は非常に困難な状況であると判断された。

一方、住居確保に関する京阪神での動きも、企業を中心に社員のために1棟ごと法人契約したり、建設会社が復興関連の人手を地方から確保しそれらの者の住居を確保したりと、個人ではなかなか物件確保が困難な状況であった。

厚生課ではこのような状況の中で、学生の住居確保のための抜本的な方法について検討を進めた。その結果、厚生課の体制を強化するだけでは住居確保は困難であり、特別体制の組織化が必要であると判断し、各部課の協力を得て、住宅開発プロジェクト・チームが設置されることになった。



倒壊した学生下宿

1) 住宅開発プロジェクト・チームの設置

学生部内に学生副部長を責任者とし、厚生課業務経験者2人（途中1週間のみもう1人の協力を得る）及びアルバイト職員1人の応援を仰ぎ、2月9日に設置された。オフィスとしては、厚生課会議室を使用し、電話2本とファクス

1本を特設し、学生の住居確保のための活動を開始した。

プロジェクト・チームは、当面の住宅情報の収集を課題とするとともに、一方では中長期の課題として、上ヶ原下宿組合を中心とする大学周辺下宿の復興・再建を目標に、3月9日までの1ヵ月間その総力を挙げて以下のような活動をした。

(1) マスコミ等による広報活動

朝日新聞・読売新聞・毎日新聞・産経新聞・日刊スポーツの各紙及びNHK・TBS・朝日放送等で学生の住居不足を報道し、近隣住民等から約80件、200室程度の間貸しその他の物件の提供があった。

(2) 教職員、保証人、同窓への間貸し等の提供依頼

教職員については、各種の会議で協力依頼すると同時に、文書にて2回の依頼を行った。保証人については、西宮、宝塚、尼崎、池田、豊中、伊丹在住の方に対し、特に被災のひどかった地区を除き3,134通のDMを発送した。また、同窓に対しても、同地域を中心に6,962通のDMを発送した。その結果、28件、約70室の物件提供があった。

(3) 仮設下宿の建設

当面の対応策として、仮設下宿の建設の必要性を検討したが、大学独自で建設することには種々の問題があり断念せざるを得なかった。しかし、同窓等から仮設下宿建設のための用地提供に関する情報を得ていたので、全国大学生協連合会が、義援金を元に仮設下宿の建設を計画する際に、その用地を当てることができた。

主に関学生向けのものとしては、上ヶ原病院に36室、芦屋市の朝日ヶ丘に45室が建設された。

(4) 上ヶ原周辺外ワンルーム・マンション、下宿の建設

プロジェクト・チームの働きかけやマスコミ報道・同窓へのDMにより数多くのワンルームや下宿建設に関する情報が寄せられた。

ワンルームについては、ほぼ話がまとまったものが約10件あり、早いものは今年7月に完成しており、今後1997年3月頃までを目途に建設される予定である。

下宿については、既存の従業員寮の暫定的な提供や既存物件の改修、新規の建設等種々の情報が10数件寄せられたが、建設場所や家賃等の問題があり、慎重な対応の必要なものもあった。既存の従業員寮（有馬温泉中の坊女子社員寮）には、総合政策学部の新入生17人が入居しており、今年度の住居不足の中では大変ありがたいものであった。

(5) 上ヶ原周辺下宿の再建

今回の震災による数多くの下宿の倒壊は、本学の下宿政策に大きな影響を与えたが、とりわけ全提供下宿の7割を占める上ヶ原周辺下宿の多くが倒壊したことは、今後の下宿政策にとって重要な問題であった。

プロジェクト・チームでは、厚生課と協力して上ヶ原下宿組合員宅を中心に、

周辺の被災下宿へのお見舞いと被災状況の把握に努めた。また、今後の復興のために建設会社や金融機関の同窓の協力を得て、家主に提供できる建築プランなどの準備を行った。

(6) 上ヶ原下宿組合への今後の対応

本学では、下宿というものは単なる住居提供ではなく、学生の人格形成を支える重要な生活の場であるという観点から、従来より「下宿の紹介はするが、ワンルーム・マンションの紹介は行わない」という姿勢をとってきた。このような大学のニーズに対応すべく、上ヶ原下宿組合（会員数54人）は上ヶ原地域の家主が集まり1979年に結成され、本学学生のための下宿を提供してきていた。しかし、この度の大震災により、多くの建物が全半壊したのみならず、家主さん自身が亡くなられるという事態が発生した。このような状況の中で、本学にとって上ヶ原下宿街は必要不可欠であると認識し、その再建に向けて今後下宿政策をどのようにすべきかを模索してきた。その結果、上ヶ原下宿組合会員に対しては以下の条件のもとで、ワンルーム及び新築（改築）下宿に対応することを決定し、上ヶ原下宿組合総会にて提案した。

④ワンルーム・マンションの紹介について

- ・家賃は、阪神間における平均相場の約8割、1m²当たり2,500円程度。
- 20m²で5万円程度とし、管理費は4,000円までとする。光熱水費は別料金
- ・入居一時金は、家賃の4ヵ月分までとする。
- ・管理は、家主さん自身が行うものとする。

⑤新築下宿の紹介について

- ・家賃は、8畳で40,000円、6畳で35,000円程度とする。
- ・入居一時金は、家賃の2.5ヵ月分までとする。

⑥下宿を修繕された場合の家賃アップは、原則として次の通りとし、修繕にかかった費用に応じ勘案する。

- ・全面改修は5,000円程度とする。
- ・一部改修は3,000円程度とする。

一応上記のような条件を提示し対応を行っていくが、上ヶ原の下宿再建には少なくとも後2～3年は必要であり、今後も様々な問題を解決していかなければならないと考えている。

2) 厚生課の体制強化による対応

厚生課では、被災直後の2月10日より新入生に対して下宿の紹介を行うことになっていたため、早急な対応が要求された。他部署からの嘱託職員の応援（1月30日より1ヵ月間）、住宅開発プロジェクト・チーム及び大学生協マイルーム斡旋事業部の協力を得て以下のような対応をした。

(1) 教職員への現状周知と協力の依頼

学内の各種会議で学生の住宅不足を訴え、間貸し提供、知人等への呼びかけの協力を依頼し、当面の物件確保にあたった。

(2) 既存下宿の確保

震災当日より上ヶ原周辺下宿を中心には被災状況の把握に努めると同時に、他大学の登録下宿の空室情報の入手、他大学やその他社会人との競合物件の早期確保に努めた。

(3) ワンルーム・マンションの情報収集と斡旋

下宿の被災状況からみて、下宿のみでは到底対応しきれないと判断し、厚生課においてもワンルームの斡旋をすることを早期に決定し、物件確保に取り組んだ。震災翌日の1月18日より就職課等の協力を得、主に同窓会が経営・勤務する不動産業者にお願いしてワンルームの物件情報をファックス送信してもらい、厚生課にて掲示し学生への情報提供を行った。震災直後は、電話やファックスの通信機能が麻痺していたため、学内の公衆電話に並んで不動産業者と連絡を取り合うなど非効率的なものとなった。結果的には、4月中旬までに1,000室を越える情報が寄せられたが、企業による一棟借りが行われたり、不動産業者の前に行列ができるなどし、物件確保につながるケースはあまり多くはなかった。

従来ワンルームの斡旋は大学生協が行っており、厚生課から紹介状の発行を受け、大学生協で紹介を受けるシステムとなっていたが、最も下宿紹介のピークとなる2月13日より4月1日までの間厚生課の中に大学生協のマイルーム斡旋事業部のカウンターを設けた。このことにより、学生に対する紹介業務をより効率的に行うことができ、また情報の一元化により学生の混乱を防ぐことができた。

⑩学生会館の開放

学生会館はこの度の震災による被害が比較的少なく、また恵まれた環境にも置かれていた。このため、「開放」という軸を中心に活動を推進することができたことは幸いであった。以下にその経緯を紹介したい。

1月17日

* 阪神・淡路大震災の発生

* 休館の公示

建造物自体は大きな損傷は免れたが、ガス・水道は使用できない状態であったため、「震災による休館」の公示を行った。

なお、上ヶ原周辺で被災した下宿生については、上ヶ原小学校に避難するよう掲示を行った。

* ロビーの開放

夜になり、上ヶ原小学校に入りきれなかった学生たちが避難場所を求めてきた。このため、学生副部長と相談し、一時的に第一学生会館のロビーを開放することにした。

1月18日

* 学生会館開放の決定

理事長が召集した全学連絡会において、第二学生会館を避難所として開放することが決定した。当館も万全の状態ではないものの、住居を失い

避難先も確保できない下宿生・一般市民の困窮を見据えた上での決定であった。

*受け入れ準備

夕刻からの受け入れに備え、次のような作業を行った。

◇避難所開設案内掲示(正門前、学生会館前)

◇避難者用駐車場の確保(硬式グラウンド)

◇トイレ用水の確保(地下2階の温水プール)

◇食事の提供について生協と打合せ

◇避難者用受付簿・マニュアルの作成

◇医療機関の確認

◇避難所の各部屋整理と情報収集のためテレビ・ラジオ設置準備

なお、当館の収容規模は以下の通りである。

学生会館 3F 和室1(51畳) 和室2(板間) 和室3(16畳) 和室4(21畳) 会議室10(54m²)

2F 会議室3(112m²) 会議室4(112m²) 会議室5(112m²) 計200人収容可能

*受け入れ開始

受け入れに当たっては、関西学院の関係者・縁故者、また一般市民といった区別を行うこと無く、業務を行った。なお、この方針は閉鎖されるまで継続された。

以下は、受け入れに伴う主な業務である。

◇避難される方への対応 ◇問い合わせに関する連絡 ◇救援物資の受付・配布 ◇県や市からの情報(風呂・住居)の提供への対応 ◇マスコミへの対応

*夜間管理業務の実施

避難者とその関係者からの様々な要望・問い合わせに対し、的確で速やかな対応を実現するため、学生部教職員と学院他部課の管理者による24時間体制の業務を実施した。なお、この業務は、29日までの10日間続けられた。

一方、学生課・会館職員は避難者への対応のため、午後10時まで交代で勤務した。これは1月31日まで行った。

[宿泊者数 77人]

1月19日

*暖房運転開始・食事の提供開始



学生会館を開放

浄水場の受水槽復旧(井戸)により、ボイラーによる暖房運転が可能となつた。また、トイレ用水を確保する必要もなくなった。

食事の提供については、大学生協の厚意により実現したものである。温かい味噌汁・おにぎり・おかず等が夕食（以降三食）から出された。世話に当たったのは、生協組織部の学生ボランティアである。 [66人]

1月21日

* 避難命令発令

崖崩れの恐れがあり、仁川百合野地区の方々が学生会館に避難した。この時点での宿泊者数は全期間を通じ、最も多数にのぼった。 [184人]

1月23日

* 学生会館特別開館

避難所としての役割以外にも、物販の場所となった。これは、生協から学生や市民に対し、レポート用紙や日用雑貨の販売を行いたい旨の要望が出たからである。幸い、会館スタッフも整っていたので特別開館（10時～18時）した。 [167人]

1月25日

* 洗濯場の設置

避難者ならびに水道が復旧していない地域の方に洗濯場を利用してもらうため、学生会館2F パントリーに洗濯機3台（寮より調達）・乾燥機2台を設置した。これはボランティア委員会からの要望であり、整理券を発行するなどボランティア学生が世話をあたった。 [178人]

2月1日

* 開館時間の延長

入学試験の実施に伴い、特別開館の時間を8時に繰り上げた。

* 避難学生に帰省の公示

被災学生には追試験（レポート）を実施することが決定されたため、館内避難学生に対し、帰省する旨の掲示をおこなった。但し、ボランティア活動や入試誘導業務のために宿泊する必要のある学生は除いた。

[148人]

2月13日

* 昼食の提供中止

定期試験実施に伴い、大学生協食堂が営業を再開するため、昼食に限り提供を中止した。 [70人]

2月28日

* 避難所の縮小・避難者用駐車場の閉鎖

ガスの復旧に伴い帰宅される方、転居先を見つけられた方、仮設住宅へ入居される方等、避難者の数も逐次減少し、2月下旬には約30人前後となった。このため学生部では自粛していた課外活動も3月1日を目処に再開させる方向で準備を始めた。一室でも多く課外活動に提供するため、

避難場所を和室に統合した。なお避難者用駐車場については、正門駐車場を開放した。
[26人]

3月1日

* 課外活動の再開・学生会館正常開館

避難所となっていた会議室は、元通り各クラブが使用。また開館時間も、平常通り（8時～21時）となった。
[25人]

3月7日

* 避難所閉鎖の公示

春学期を迎えるにあたり、避難所を縮小・閉鎖し学生会館を本来の姿に戻す必要性が生じた。このため西宮教育委員会とも相談を行った結果、市の方で避難者のニーズを聞くための懇談会を実施する旨の確約を得た。このため事前に数日間かけて、避難所閉鎖に向けての個々の意見を聴取した。避難者の方々も快く了承されたため、3月末を以て閉鎖するお知らせを掲示した。
[24人]

3月10日

* 礼状の郵送

避難所開設当初より連日にわたり学生、同窓生、教職員、市民、企業から心あたたまる救援物資（食料品・医薬品・日用品・ペットボトル他）、約130件が届けられた。なかには京都、大阪、洲本からバイクで、あるいは歩いて来た学生もいた。これらの厚意に対し、学生部長名で礼状を出した。
[25人]

3月30日

* 最終宿泊

[7人]

3月31日

* 避難所閉鎖

[0人]

以上のように、学生会館は避難所として活用され、一定の役割を果たすことができたが、それには次のような背景が考えられる。

1. 学生会館の性質

施設面についていえば、クラブ・サークル活動の場という性質上、水道・ガスの設備は勿論のこと、和室なども備え、生活の場とかなり似通った空間であること。他方、管理運営に関しては夜間の警備を始めとし、職員の通常の業務内容が避難所で要求される業務と合い通じる点が多々見受けられる。このため、円滑な運営が実現しやすかったものと思われる。

2. 恵まれた環境

生協の諸施設が学生会館内に設けられていたため、食事の提供等がスムーズに行われたこと。また、生活に最低限必要な物資が、開設当初より学生・卒業生から届けられたことも重要な背景としてあげられる。

⑪入学式・授業 開始の順延・ 授業時間帯の 変更

これらの有形無形の支援は、大学に対する帰属意識の高さを物語っており、マスター・フォア・サービスの精神がしっかりと浸透していることを、あらためて感じさせられた。

地震発生後数日のうちに2月中旬からの定期試験日程および1994年度の成績評価スケジュールをどのようにするかについて判断する必要があった。卒業を控える4年生については当初予定どおりとしたが、被災学生への考慮から1～3年生については追試験スケジュールを遅らせる案がでてきた。これはその後の事務スケジュール上からも、4月以降の学事日程の変更を前提としていた。また、4月になってもすぐには通学手段である交通機関の回復が見込める状況でもなかっこと、さらに、上ヶ原周辺の下宿が壊滅的な打撃を受けたという情報の中で新入生を無事迎えるまでに一定期間の猶予が必要であったことなどの理由から、4月以降の学事日程を遅らせることにした。

1月21日の拡大学部長会では、4月の学事日程を2週間遅らせること、暫定的に入学式は4月17日、授業開始は4月24日とすること、学事日程の決定は教務部で詰めることが決定された。この際には、短縮された授業日数をそのまま後ろに遅らせて、7月の授業終了・春学期定期試験期間も2週間遅らせる方法についても検討された。

拡大学部長会での決定を受けて1月25日の臨時教務主任会議ではこの件について懇談がなされ、入学式・授業開始を丁度2週間程度遅らせることと同時に、春学期授業の終了は遅らせないこととするが、短縮された授業日数については補講・リポートによる振替などでまかなうことが現実的であるとされた。

1月26日の臨時学部長会において、入学式は4月17日、春学期授業開始は24日とすること、春学期授業終了は予定どおりとすることが了承され、教務主任会議での懇談どおり授業短縮分は補講・リポートによる振替などでまかなうこととされた。

2月24日の教務主任会議では、この短縮された春学期授業時間分の補講に関して協議された。つまり、従来から本学では補講には正規時間割授業のない土曜日を当ててきており、その時間割は履修生の重複がでないように調整されてきたが、全授業の2週分に当たる補講時間を保証するにはあらかじめ時間割設定をする必要が認められたのである。最も完全な保証方法として、毎週の土曜日に関して1時限目毎に何曜日の何時限目の補講を行うと決めておけば学生の側の補講の重複はなくなるが、それでは、春学期中の全土曜日について5時限目まですべて補講時間帯を設定することになる。この場合、他の行事が一切土曜日には入れられることになることが問題となつた。また、震災後労働過重が続いている教職員に対してそのような勤務体制を強いることも、被災者が多いだけに問題であるとされた。

以上のような議論の結果、特に全学的に統一した補講時間割は設定せずに、従来の方法で補講の調整をしながら、受講生へのリポート課題設定などの工夫

を各授業担当者にはかってもらうことで当初の授業目標を何とか達成してもらうようにすることとした。この教務主任会議での協議結果は、3月17日の学部長会にて協議され了承された。

入学式および春学期の授業開始時期を2週間遅らせることを決定したものの、交通機関の回復見込みは遅かった。なかでも神戸と本学がある西宮を結ぶラインについては、JR・阪急・阪神の3路線が揃うのは8月とされていた。春学期授業期間中は代替バスや迂回ルートを利用する等、通勤通学にかなりの時間ロスを必要とすることが明らかであった。また、本学周辺の下宿の壊滅的打撃により、学生には少々遠距離ではあっても自宅通学などを要請せざるを得ない状態であった。新入生の父母からは、2時間半におよぶ通学時間に対する対応措置を訴える手紙も寄せられた。

2月8日の臨時学部長会において、教務部長から春学期授業開始時間を遅らせることが提案された。ただし、帰りの通学時間のこともあり、5时限目終了時刻の変更はしないこととされた。この検討を始めていることは、2月9日の教務主任会議でも報告された。

この方針では、1时限当たりの授業時間(90分)を短縮することは考慮されず、授業間の休憩時間・チャペルアワー・昼休みのいずれかを短縮する必要があった。授業間の休憩時間は、学生や教員の教室間移動時間もあって設定されていたがこれを10分から5分に短縮することにした。チャペルアワーは本学では授業と並ぶ重要な教育の場であることは共通の認識であったが、やむをえず10分短縮することとした。さらに、従来から食堂が混雑してこれまでの時間帯でも問題があった昼休みについて、生協などへ対応依頼をしながら10分間短縮することとした。

2月14日の学部長会において、上記からなる春学期授業時間帯の変更が決定され、秋学期には従来の時間帯に戻ることが確認された。

⑫卒業認定

1) 大震災により西宮市上ヶ原四番町の下宿で亡くなった法学部法律学科4年生西部直行君への「卒業証書・学士学位記」の授与について、法学部長は次のとおり学長に提案した。

- (1) 法学研究演習Ⅱ(4単位)とフランス語Ⅱ甲(2単位)を残しているが、法学部では両科目については平常点により単位取得が認められる。
- (2) 従って、法学部卒業に必要な単位数を満たすことができる。
- (3) ご遺族も法学部卒業として認められることを強く望んでいる。
- (4) よって、「卒業証書・学士学位記」を授与したい。

2) 上記を受けた学長は、1995年2月14日開催の1994年度第11回学部長会において、過去における類似のケースの取扱事例の説明を行い、今回のケースについて懇談。その結果、学部長会は、次のとおりとすることを了承した。

- (1) 卒業要件を満たしていると考えられる。
- (2) 「卒業証書・学士学位記」の授与の可否についての判断は、法学部教

授会に委ねる。

3) 学部長会の了承をふまえ、1995年3月14日開催の1994年度第16回定例法医学部教授会は、次のとおり承認・決定した。

- (1) 他の卒業予定者と合わせて卒業判定の対象とする。
- (2) 卒業判定の結果、「卒業」とする。

※ 1995年3月25日に挙行された1995年3月大学卒業式に、ゼミの学友が西部君の遺影を抱いて出席した。

⑬ボランティア 講座の開設

震災後直ちに、本学では「関西学院救援ボランティア委員会」が結成され、多面的な活動が行われた。これらの活動を通して、「授業の中でボランティア活動をとらえ直してみたい」という点から、授業が計画されたが、すでに次年度の開講が決定している時期であった。そこで、急遽教務主任会議等で検討が行われ、全学生が受講できる全学開講科目である総合コースとして開講されることになった。この総合コースは、本年度「ボランティアと社会的ネットワークA・B」というテーマで、Aは春学期に、Bは秋学期にそれぞれ開講されている。

この授業では、各担当者がそれぞれの専門分野に近いテーマをとりあげ、春学期ではボランティアの定義、組織化、行政とのネットワーク形成などの理論を、秋学期では現場の各論を中心に関西学院救援ボランティア委員会をモデルケースに同委員会の制作したビデオを教材としたり、実習なども取り入れられる計画である。

この授業に対する学生の反応は高く、春学期の履修者数は330人、秋学期の履修者数は260人であった。

講義担当者及びテーマは次の通りである。

《春学期》

(代 表) 教 授 湯 木 洋 一 (神)

(講義担当者・テーマ)

教 授 湯 木 洋 一 (神) 関西学院大学とボランティア・ワーク

助教授 立 木 茂 雄 (社) ボランティア概論

教 授 田 渕 結 (文) ボランティアリズムの背景(1)

教 授 木ノ脇 悅 郎 (神) ボランティアリズムの背景(2)

教 授 荒 川 義 子 (社) 危機介入としてのボランティア・ワーク

教 授 寺 俊 之 (神) カウンセリングからみたボランティア

教 授 A. H. ニノミヤ (総) 社会福祉とボランティアの接点

助教授 渡 部 律 子 (総) PTSDとボランティア

教 授 安 田 雅 美 (法) ボランティアと社会的ネットワーク(1)

助教授 岡 本 仁 宏 (法) ボランティアと社会的ネットワーク(2)

助教授 立 木 茂 雄 (社) ボランティアとメディア

《秋学期》

(代 表) 教 授 湯 木 洋 一 (神)

(講義担当者・テーマ)

教 授 湯 木 洋 一 (神)	ボランティアと社会参加意識
教 授 神 田 健 次 (神)	グローバル・ボランタリズムの視点(1)
教 授 田 渕 結 (文)	グローバル・ボランタリズムの視点(2)
教 授 窪 寺 俊 之 (神)	「りんご娘：語りかけ」のボランティア(1)
教 授 荒 川 義 子 (社)	「りんご娘：語りかけ」のボランティア(2)
“	「りんご娘：語りかけ」のボランティア(3)
教 授 安 田 雅 美 (法)	ボランティア・ネットワーク・システム論(1)
“	ボランティア・ネットワーク・システム論(2)
教 授 加 藤 善 治 (神)	ボランティアの情報処理
教 授 田 渕 結 (文)	ボランティアの恒常的組織化の可能性
助教授 岡 本 仁 宏 (法)	ボランティア組織のネットワーク化
教 授 芝 野 松次郎 (社)	ケースワークからみるボランティア
助教授 立 木 茂 雄 (社)	フォーマルとインフォーマルネットワーク
特別講師 (複数)	シンポジウム：ボランティアの社会的課題

⑭オープンセミナー の開催

オープンセミナーは、例年春と秋にそれぞれ2シリーズずつ開催されることになっているが、今春の第1シリーズは阪神大震災から題材を得た「阪神地域と自然災害」というテーマで次の通り開催された。

第1回 5月6日10:00～12:00

「概説・震災と文化財」

杉本尚次 本学文学部教授

第2回 5月13日10:00～12:00

「阪神大震災と活断層」

平野昌繁 大阪市立大学文学部教授

第3回 5月20日10:00～12:00

「阪神大震災と被災者・企業の地域的動き」

山崎 健 神戸大学発達科学部助教授

第4回 5月27日10:00～12:00

「土地の履歴と災害」

高橋 学 立命館大学理工学部助教授

今回は特に関心が高く、毎回500人以上の受講者があり、大変盛況であった。このため多数の希望者をお断りせざるを得なかった。

なお、このシリーズはすべて、衛星放送「スカイ A」、及び CATV で放映された。

⑯阪神・淡路大震災の総合的研究プロジェクト

1995年度の関西学院大学共同研究の内、学長による指定研究として、阪神・淡路大震災を取り上げることとし、学長自身が研究代表者となり、その研究課題を「阪神・淡路大震災の総合的研究」とし、従来通り、その研究グループを公募することとなった。

応募された研究グループは、安保則夫総合政策学部教授をコンビーナーとする「阪神・淡路大震災の被災地における被災者と被災企業に対する被災状況と行政への対応についての社会調査」、津金沢聰広社会学部教授をコンビーナーとする「阪神大震災における地域情報と住民意識—住民・メディア・ボランティアに関する実態調査—」、黒田展之法学部教授をコンビーナーとする「災害の比較考現学—関東・阪神両震災の比較社会史的考察—」、長岡豊経済学部教授をコンビーナーとする「阪神・淡路大震災が日本のシステムに与えた影響と今後の展望に関する学際的総合研究」であった。当初、学長はこれら研究の統合を考えたが、各コンビーナーとの話し合いの結果、各研究計画の独自性を考慮し、緩やかな共同研究とすることとなった。そこで、これら各研究プロジェクトを包括するための研究目的を設定することとなった。

その研究の背景とその目的について、

関西学院大学は阪神・淡路大震災で大きな人的・物的損害を被った。だが、そのような被害の中にあっても、震災直後から地域のさまざまな人々や公共機関の要請に応え、ボランティア活動、学院施設の貸与などを通じて、一定の役割を果たしてきた。今回は、教育・研究機関として、さらに一步踏み込んだ学問的・科学的貢献を果たすべく、法人の特別な財政的援助にもとづいて、学長を代表者とする阪神・淡路大震災の総合的研究を社会・人文科学的アプローチを基本に行うこととした。

と指摘し、さらに、その共同研究の特色について、

震災以後さまざまな大学・研究機関がこの震災の研究を進めているが、その多くは、建築学都市工学といった自然科学的研究を中心に行われている。今回の研究プロジェクトは、関西学院大学の特徴を生かした社会・人文科学的研究として、社会的に重要な意義を持つものである。

として、関西学院大学の学問・研究上の特色が十分生かせる研究計画を明らかにした。その上で、具体的な研究計画と方法について、

本研究は、学長指定の共同研究として、3年間継続して行われる。その予算は、3年間の総計で1500万円とし、研究成果は別途の予算措置を考慮しながら逐次刊行して社会および学界に公表する予定である。

このようなプロジェクトは、実態調査、比較史的研究、および長期的影響と今後の展望という3つの視点からアプローチすることになる。実態調査のグループはさらに、被災者住民・被災企業の実態調査と、被災住民間の情報と住民意識の実態調査という2つのグループに分けられる。また、比較史的研究は、わが国における大都市直下型地震の歴史の中で未曾有の

関東大震災と今回の大震災との比較研究を中心に行う。最後に、この大震災が戦後の日本の社会・経済システムに与えた影響と今後の展望を概観し、各方面へ必要な提言をすることを意図している。

このように、従来の共同研究とは異なり、この共同研究の重要性に鑑み、3年間継続の研究とし、理事会の協力により、その予算についても3年間で通常の学長指定共同研究費の2.5倍（600万円→1500万円）の研究費が認められた。さらに、従来のこの共同研究制度とは異なり、その研究成果の出版による公表を義務づけていることである。そのための予算措置についても、理事会の理解を得ている。

このような特徴をもつ今回の学長指定の共同研究の具体的テーマと共同研究者を以下に掲げることとする。

□ 阪神・淡路大震災における住民・企業の被災状況と行政への対応についての社会調査

安保 則夫（総）「神戸被災企業と労働者に対する調査と研究のとりまとめ」

小西砂千夫（産）「淡路の被災企業と港湾行政についての調査・アンケートの実施」

石原 俊彦（産）「アンケートの実施と企業メセナについての調査研究」

宮原浩二郎（社）「アンケートの質問票の作成と集計」

荻野 昌弘（社）「高齢者問題についての研究」

□ 阪神大震災における地域情報と住民意識—住民・メディア・ボランティアに関する実態調査—

津金沢聰広（社）「地域情報とりわけメディアに関する調査分析、および研究全体の総括」

山本 剛郎（社）「住民意識（生協組織ーコープこうべとの関連）に関する調査研究」

立木 茂雄（社）「主にボランティア活動の実践体験やその組織化過程の諸問題を中心に『関西学院救援ボランティア委員会』の活動についての調査研究」

大日向 幻（商）「被災住民の立場から被災住民の生活意識と地域情報に関する調査研究」

□ 災害の比較考現学—関東・阪神両震災の比較社会史的考察—

黒田 展之（法）「総括、災害時の政治・行政の役割」

対馬 路人（社）「災害と民衆意識」

津金沢聰広（社）「災害時の企業の社会福祉活動」

三浦耕吉郎（社）「時代背景、社会条件の比較」

□ 阪神・淡路大震災が日本のシステムに与えた影響と今後の展望に関する学際的総合研究

長岡 豊（経）「日本の経済成長と景気動向に対する震災の影響」

⑯ 3・26 Sunday
Afternoon Jazz
Session Stompin'
at KWANSEI
GAKUIN

小西砂千夫（産）「復興の計画と実施における行財政的手続き」
高田 真治（社）「社会福祉に対する震災の影響とその対策」
藤原 武弘（社）「震災と価値観・人間関係の社会心理学的研究」
真砂 泰輔（法）「都市復興計画に関する自治体行政のあり方」
北山 俊哉（法）「災害の処理・復興と政府・自治体行政のあり方」
林 宣嗣（経）「都市計画からみた災害に強いまちづくり」
森本 隆男（商）「震災が各種産業に与えた影響とその復興過程」
藤沢 武史（商）「災害に関する企業の危機管理体制とその対応」
安保 則夫（総）「震災が各種産業に与えた影響とその復興過程」

以上の研究テーマと研究計画にしたがって、共同研究が推進されるが、その成果が社会および学会に貢献することが望まれる。

【開催までの経緯】

- 1) 2月上旬、本学OBである宮本直介氏（1959年商学部卒、ジャズ・ベーシスト）から、
 - (1) 阪神・淡路大震災で被災された人々の心を癒すために、
 - (2) 本学OBを含む関西を中心に活躍しているジャズ・ミュージシャン、
 - (3) 東京から渡辺貞夫氏、
 - (4) 大震災で現役のトランペッターを失った関西学院大学軽音楽部、
 - (5) 関西学院救援ボランティア委員会、
 - (6) (株)ハートス、(株)大阪音響通信研究所、(株)キヨードー大阪、MCC(株)経営企画センター、レフトアローン(株)、等々の協力を得て、
 - (7) 入場無料のジャズ・コンサートを、
 - (8) 3月26日に関西学院を会場として開催できないか、施設部次長を通じて申し出があった。
- 2) 2月中旬、上記申し出に対し、会場（高中部礼拝堂）使用を法人執行部会で了承。
- 3) 2月24日、標記ジャズ・コンサートを、関西学院大学（及び関西学院救援ボランティア委員会）の主催で開催することを学長室会で了承。

【開催までの準備】

- 1) 次の関係者が集まり、開催までの事前打ち合わせを逐次開催。
学外：宮本直介氏、MCC(株)経営企画センター（企画、プロデュース）、
(株)ハートス（舞台照明）、(株)大阪音響通信研究所（舞台音響）
学内：施設部次長、宗教センター、大学事務課、救援ボランティア委員会、学院史資料室主任（軽音楽部OB）、軽音楽部
- 2) 3月6日、実施のための実行委員会を組織し、総務部長を中心として関係部課で協力体制をとることを理事会常務委員会で懇談し、実行委員会を次のとおり組織。
総務部長（実行委員長）、総務課、校友課、施設部、広報室、宗教セ

ンター、大学事務課（事務局）、高等部事務室、軽音楽部 OB 川崎氏、救援ボランティア委員会

3) 3月9日、西宮市への開催後援（避難所の被災者の方々への広報）を依頼申請を行い、名義後援をいただく。

4) 実行委員会でパンフレットを5000部作成し、以下のところへ送付。

(1) 救援ボランティア委員会から避難所各地へ

(2) 西宮市から避難所の被災者の方々へ

(3) 宮本直介氏から関係者へ

(4) 大阪府立文化情報センターへ

(5) 本学広報室から各メディアへ

(6) 本学学生・教職員へ

5) 開催当日、避難所の被災された方々を会場（本学）へお連れするため、会場と避難所間のシャトルバス運行（芦屋市役所～西宮勤労会館～西宮私立大社小学校～西宮中央体育館～KG）を、阪神交通社（阪神バス）へ協力依頼を行い、快諾いただく。

【コンサート当日】

1) 進行スケジュール

8:00 会場内機材搬入・設営、会場前広場設営（ドリンクコーナー等）

11:30 学内スタッフ集合～担当部署配置

12:00 音響・照明チェック、軽音楽部サウンドチェック

13:00 司会者・出演者集合

13:30 受付・開場

14:00 オープニング 司会者登場～黙祷～柚木学長挨拶

軽音楽部「T.T.A.T.(Tribute To Atsushi Takasu)」追悼演奏

Session 1～6 With 渡辺貞夫氏

18:00 演奏代表者 宮本直介氏挨拶

機材等撤収

2) 実行委員会を中心に学内各部課の管理・監督職者協力を得て、次の役割分担を行った。

(1) 実行本部：総務部長、大学事務課、高等部事務室

(2) 受付：報道関係→広報室、来場者→校友課・教務課

(3) 会場内：設営・撤去→施設部・軽音楽部、出演者控室→学院史資料室・校友課・学生課、来場者整理→大学事務課・大学院研究課・就職課、急患対応→保健館看護婦

(4) 会場外：来場者整理・迷惑駐車防止→総務課・人事課・情報システム課・管財課・会計課・学生課・厚生課、ドリンク・パンコーナー→施設部・救援ボランティア委員会・大学生協

⑦阪神大震災復興特別企画レッスン・ゴー・スタジアムの開催

(5) 会場～避難所間シャトルバス：秘書室・校友課

3) 3・26 Sunday Afternoon Jazz Session

ラジオパーソナリティであり本学OBでもある川村龍一氏の司会のもと、宮本直介氏をはじめ本学OBを含む30人余のジャズミュージシャン、そして東京から渡辺貞夫氏も駆けつけ、避難所からの被災された方々を含め約2000人がジャズコンサートを楽しんだ。

震災による被害は物だけでなく人びとの心にまで及んだ。新聞紙上でしばしば「心のケア」の必要性が取り上げられるほど深刻な状況で、多くの人びとがその後遺症に悩まされていた。

本学においても多くの学生、教職員、同窓を失い、それぞれが受けた心の傷は計りしれないほど深かった。例年なら新入生を迎える最も活気に溢れているはずの季節に、学内は悲しみに沈みがちだった。

そこで学生部では、こうした状況から少しでも早く立ち直る機会として、従来は新入生が対象のオリエンテーション「Let's go to the Stadium」を、本年度は阪神大震災復興特別企画として在学生、西宮市民をも対象として開催することにした。この企画をとおして新入生が希望に溢れた学生生活をスタートさせ、関学生の健在ぶりを学内外に示すとともに、本学を支援してくださった西宮市民の方がたが一日も早く精神的に立ち直ってくださればという願いを込めた。また本学学生のフレッシュな息吹が、多数の被害者を出した西宮市の一日も早い復興に僅かでも役に立つことを祈り、「ガンバレ西宮！ ガンバレ関学！」と銘打つことにした。

開催は4月20日。当日は1万6千人が入場。入口に義援金箱を設置し、集まったお金は全て西宮市に寄付した。試合前のセレモニーでは柚木学学長が挨拶、続いて馬場順三西宮市長がコイントスを行い、そののち犠牲者への黙祷を捧げた。試合は本学が25-19で逆転勝利した。

開催要項

【名 称】 ガンバレ「西宮」！ ガンバレ「関学」！

—阪神大震災復興特別企画—“Let's go to the Stadium”

【試 合】 「K.G.BOWL」アメリカンフットボール部（対日本体育大学）

【日 時】 4月20日 17時00分 受付開始

【雨天決行】 18時15分 セレモニー

18時30分 キック・オフ

【場 所】 阪急西宮スタジアム（阪急西宮北口下車）

【参加対象】 1. 本学の学生全員（外国人学生を含む）と教職員
2. 西宮市民（同窓生、他市民も含む）

【参加方法】 1. 在学生は学生証交換時（4月10～14日）に『入場券』を配布する（1年生は入学式の配布物で『入場券』を配布）
2. 西宮市民に対しては新聞記事や市広報やポスターにて案

内する『入場整理券』を作成し、裏面に氏名・住所を記載

【内 容】 1. 入場料は無料

2. 当日、試合前にセレモニーを実施

3. アメリカンフットボールゲーム

【後 援】 阪急電鉄(株) 西宮市 西宮市教育委員会 関西学院
関西学院同窓会 関西学院後援会

読売グループ(読売新聞社・報知新聞・読売テレビ)

【主 催】 関西学院大学

【事務局】 学生部学生課

⑩近隣住民・地域 への対応

1) 本学では、学生会館を緊急の民間避難所として1月18日に開放し、被災した人達を3月末まで受け入れた。最大で1日約180人、3月末までの延べ利用者数は5,000人にのぼった。学生会館が満員になれば、総合体育館での受け入れも検討されたが、それには至らなかった。また避難者の中には自家用車を持ってこられた人があったため、それらの人達には硬式野球グラウンドの一部を2月末まで開放し、100台～150台を駐車できるようにした。3月よりは学院正門前駐車場を用意したが使用の希望者は出なかった。

2) また、地域での震災復興計画、震災に伴う混乱の中での諸行事の実施等に可能な限り協力するという点から、次のとおり諸施設の貸出(無料)を行った。

団体名	使用目的	場所	期間又は日時
上ヶ原中学校	授業	D号館	1995. 2. 20 ～ 3. 4
	体育授業	新グラウンド	1995. 4～1996. 3 (月～金)
上ヶ原小学校	体育授業	サッカー グラウンド	1995. 4～1996. 3 (週3日)
上ヶ原地区 青少年愛護協議会	子供たちを励ます会 「元気上ヶ原っ子」 ミニ運動会	大学・ 大フロア	2月25日 12:00～17:50
逆瀬台小学校 サッカークラブ	少年サッカー卒業記念試合	新グラウンド ラグビー場	3月12日9:00～
上ヶ原地区 体育振興会	少年野球 少年少女サッカー	中学部・ グラウンド	3月12日より毎日
西宮市立 甲東小学校	卒業遠足 (レクリエーション)	大学・ 大フロア	3月14日
仁川百合野自治会	復興計画協議(兵庫県)	B号館	1995. 4. 8
		第4別館	1995. 5. 27

甲 南 大 学	就職実践模試 START 実施	B号館	1995. 3. 20
西宮セントポリア 管 理 組 合	定期総会	B号館	1995. 5. 28
人事院近畿事務局	国家公務員試験	B号館	1995. 6. 11 及び 7. 2
財 社 会 福 祉 振 興・試験センター	社会福祉士及び介護福祉士 国家試験（再試験）	B号館	1995. 7. 23
神 戸 大 学	経営学部入学試験	B号館	1996. 2. 25
姫 路 工 大	入学試験	B号館	1996. 3. 8

※西宮市民グラウンドが使用できなくなったため、小、中、高体連関係の陸上競技大会や秋の運動会等にも貸し出した。

3) 本学には、約1,200トンの井戸水があり震災による影響もなかったため、正面前にホースを引き、井戸水であることを明記して水の提供を行った。他、消防署、神戸女学院からも水提供の依頼があったため、これに応じた。

⑯追悼文集の発刊

大震災は一瞬のうちに多くの尊い命を奪った。

関西学院でも学生15人、専任教員1人、理事1人そして元教職員、嘱託職員、アルバイト職員、同窓生ら60人余りの方々が帰らぬ人となった。宗教活動委員会（宗活）は、この痛恨の出来事と、この震災の日を心に覚えるため大学と共に、学生・教職員犠牲者追悼文集『風に想う』を編集し、震災6カ月後の、7月17日発行した。（これに先立ち4月17日には、犠牲学生15人のご遺族宅へ、魂の安らぎとご遺族の慰めを願い、問安状とともにお花をお届けした。）

編集委員は、「95年度宗教活動委員長 武久堅（文学部教授）を編集委員長に、宗活常任委員のメンバー、大学から学長補佐、事務局は宗教センターが担当し、4月12日の第1回目から都合6回（4/12、4/21、5/2、5/23、6/6、6/27）の編集会議をもった。執筆は、犠牲者と生前ゆかりの深かった方々、学生は演習担当教師、ゼミ・クラブ、下宿関係を中心に、教職員は（元）同僚、ゼミ生などにお願いし、80人を越える方々から追悼文を頂いた。また、題字の揮毫は文学部で書道ご担当の西本山治先生、挿し絵は同窓の伊藤久代さんにご協力いただいた。

学院当局には、急遽、編集・発刊のための予算を組んで頂いた。

発行部数は、上製本100部、普



及版6,000部。配布は、ご遺族、ゼミ・クラブ、下宿、出身高等学校などゆかりの深い方々を始め、学内教職員・学生、被災学校・教会、近隣図書館キリスト教学校教育同盟加盟校、それに報道関係などを含め約5,000部を送付した。発刊直後よりマスコミなどでも取り上げられたため、一般からの購読申し込みが殺到し、約250人の方々へも郵送料のみ申込者負担で配布した。

9ヵ月目に当たる10月17日、新月クラブで出版記念会を開催し、執筆者、関係者あい集まって、故人の思い出を語りあった。また、読者（ご遺族、近親者、友人、一般等）から心の思い、読後感などが寄せられており、これらは'96年秋発行予定の「KG キリスト教フォーラム 第8号」に掲載する予定である。

